

開催要綱 Outline of The 36th Tokyo Motor Show

1. 名 称 Name of Event

第36回東京モーターショー - 商用車 - (2002年)
The 36th Tokyo Motor Show - Commercial Vehicles - (2002)

2. 主 催 Organizer

社団法人 日本自動車工業会 Japan Automobile Manufacturers Association, Inc.(JAMA)

3. 共 催 Co-sponsors

社団法人 日本自動車部品工業会 Japan Auto parts Industries Association (JAPIA)
社団法人 日本自動車車体工業会 Japan Auto-Body Industries Association, Inc.(JABIA)
社団法人 日本自動車機械器具工業会 Japan Automotive Machinery and Tool Manufacturers Association (JAMTA)

4. 総 裁 (予定) Patron

寛仁親王殿下 H. I. H. Prince Tomohito of Mikasa

5. 会 長 Chairman

社団法人 日本自動車工業会会长 Chairman, Japan Automobile Manufacturers Association, Inc.(JAMA)

6. 会 期 Dates

平成14年10月29日(火)～11月3日(日)	Oct. 29 (Tue.)	Nov. 3 (Sun.), 2002
(1)報道関係者招待日 10月29日(火)	Press Day	Oct. 29 (Tue.)
(2)特別招待日(開会式) 10月29日(火)	Special Guest Day and Opening Ceremony ...	Oct. 29 (Tue.)
(3)一般公開 ... 10月30日(水)～11月3日(日)	General Public Days	Oct. 30 (Wed.) Nov. 3 (Sun.)

7. 開催時間 Hours

(1)報道関係者招待日 ... 9時00分～19時00分	Press Day	9:00	19:00	
(2)特別招待日(特別招待者) 13時00分～19時00分	Special Guest Day (Special Guests)	13:00	19:00	
(3)一般公開 10時00分～19時00分 (但し、最終日は18時00分)	General Public Days	10:00	19:00	
		(only for Nov.3	10:00	18:00)

8. 入場料 Admission Fees

一般 1,000円(前売 800円)	Adults ¥1,000 (Advance tickets:¥800)
小・中学生 500円(前売 400円)	Elementary and junior hight school studens ¥500 (Advance tickets:¥400)

9. 会 場 Location

千葉市・幕張 幕張メッセ 日本コンベンションセンター Makuhari Messe (Nippon Convention Center), Makuhari, Chiba City

10. 後 援 (予定) Support (Preliminary)

経済産業省、国土交通省、外務省、東京都、千葉県、千葉市、国際自動車工業連合会(OICA)、日本貿易振興会(ジェトロ)
Ministry of Economy, Trade and Industry/Ministry of Land, Infrastructure and Transport/Ministry of Foreign Affairs/Tokyo Metropolitan Government/Chiba Prefectural Government/Chiba Municipal Government/Organisation Internationale des Constructeurs d' Automobiles (OICA)/Japan External Trade Organization(JETRO)

11. 協 賛 (予定) Cooperation (Preliminary)

日本自動車輸入組合、日本電動車両協会、日本自動車研究所、日本自動車会議所、自動車技術会、日本自動車販売協会連合会、日本道路公団、首都高速道路公団、全日本交通安全協会、日本自動車連盟、日本損害保険協会、全日本トラック協会、日本バス協会、全国軽自動車協会連合会、日本自動車整備振興会連合会、板硝子協会、日本アルミニウム協会、特殊鋼俱楽部、日本ゴム工業会、日本自動車タイヤ協会、石油連盟、電池工業会、日本鉄鋼連盟、日本電機工業会、日本電球工業会、電子情報技術産業協会、日本塗料工業会、日本ばね工業会、日本ファインセラミックス協会、日本プラスチック工業連盟、日本ペアリング工業会、日本陸用内燃機関協会、交通安全フェア連絡会議(順不同)
Japan Automobile Importers' Association, Japan Electric Vehicle Association, Japan Automobile Research Institute, Inc., Japan Automobile Chamber of Commerce, Society of Automotive Engineers of Japan, Inc., Japan Automobile Dealers Association, Japan Highway Public Corporation, Metropolitan Expressway public Corporation, Japan Traffic Safety Association, Japan Automobile Federation and 23 other organizations

社団法人 自動車工業振興会は平成14年5月を目途に社団法人 日本自動車工業会と統合する予定である。

The Japan Motor Industrial Federation (JMIF) is scheduled to be integrated into the Japan Automobile Manufacturers Association (JAMA) in May 2002.

一般規程

1. 出品者の資格

東京モーターショーは、製造業者の出品参加により開催されます。

出品者は(社)自動車工業振興会会員(平成14年1月31日現在、以下会員という)であることを要します。但し、会員以外でも次の資格を有し、(社)自動車工業振興会(以下自工振という)の認めたものは出品することができます。

- 1) 商用車……当該国の自動車工業会の正会員である外国製造業者
- 2) 商用車ボディ… 自工振構成団体の会員(平成14年1月31日現在)及び同団体の推薦する製造業者
当該国の車体部門の工業会正会員である外国製造業者
- 3) 部品・機械器具・関連商品… 自工振構成団体の正会員(平成14年1月31日現在)
上記以外の自動車部品・機械器具・関連商品の製造業者およびその団体
(外国製造業者およびその団体を含む)

外国の出品資格者は、日本国内の代理者(自工振の認めた団体を含む)を通して出品すること。自工振は代理者を通じて連絡を行ない、代理者は全てに対し責任を負うものとします。

2. 出品料

- 1) 出品料は部門毎に下表のとおりとします。

出 品 区 分	単 位	金 額
(A) 商用車・商用車ボディ(屋内)	1m ²	17,000円
(B) 商用車・商用車ボディ(屋外)	1m ²	5,000円
(C-1) 部品・機械器具・関連商品(自工振構成団体の会員)	1小間=約9m ² (2.97m × 2.97m)	203,000円
(C-2) 部品・機械器具・関連商品(上記以外のもの)	1小間=約9m ² (2.97m × 2.97m)	245,000円

上記料金に消費税が加算されます。

- 2) 出品料は全て日本円でお支払い下さい。

3. 出品の申し込み

- 1) 出品申し込みは、平成14年1月31日(木)までとします。申し込みに当っては所定の出品申込書正副2通と出品申し込み金(出品料の1/2)をお支払い下さい。申し込み金の納入をもって正式受付けとします。この申し込み料金は小間割決定後、出品料金に算入します。但し、申し込み小間取得の保証にはなりません。申し込み小間面積削減の場合、或いは申し込み小間が全く取得できない場合は、申し込み金の精算をします。但し利息はつけません。
なお、エンジンを掛けての実演を行う展示については、屋外小間をお申し込み下さい。
- 2) 出品料の残金は小間割が決定した後、小間面積に応じて平成14年4月30日(火)までに精算願います。申し込み者はこれにより小間使用の権利を取得します。申し込み者が期日までに残金の精算をしないときは、申し込みを取り消したものと見なします。
- 3) 出品申し込み多数の場合、申し込み面積を削減することもありますので予めご了承下さい。
- 4) 自工振は小間申し込み受付の保留、拒絶、小間面積の制限をしてもその理由を示しません。
- 5) 出品者が申し込みを取消した場合、既納の出品料は一切返却しません。
- 6) 出品者が平成14年10月28日(月)までに割当小間を使用しないときは、出品を取消したものと見なし小間は適宜処分致します。
- 7) 出品申し込み期間中において、破産・和議・会社整理または会社更生法手続中である者、または金融機関から当座取引停止処分を受けている者は、申し込みを受理しません。(受理後上記事実が判明、或いは新たに発生した場合には受理を取消します。)自工振が上記に等しいと認めた場合も同様な取扱いとします。

- 8) 共同出品や隣接配置を希望する申し込み者は、その対象となる出品社名を必ず出品申込書にご記入下さい。
同一部門の両者から同意がある場合、自工振では可能な範囲で希望を考慮した小間割配置を行います。但し出品申込締切日を過ぎてからの申し出は一切お受けできません。
- 9) 出品申し込み金・出品料を銀行振込みする場合には、次の銀行とします。この場合振込手数料は出品者の負担となります。

口座名：社団法人 自動車工業振興会「当座預金」

第一勧業銀行 丸の内支店	0101479	東京三菱銀行 新丸の内支店	3188925
富士銀行 丸の内支店	3785	三和銀行 東京営業部	5951

4 . 小間の割当

- 1) 各部門ごとの展示ホールの配置は、出品物の種類、部門別出品見込み及び会場の物理的な条件等を勘案して自工振が決定します。
- 2) 出品者の小間面積は、出品申し込みの締切後、各展示ホールの展示使用可能面積を前提に前回までの出品実績を勘案し、自工振が調整し決定します。
- 3) 小間の割当は、館内主要通路の確保及び展示ホールに対する適正な割当面積等を勘案するとともに、商用車・商用車ボディ部門で同等面積の会社間では、抽選等により自工振が調整し決定します。
出品者は小間の割当に対して苦情の申し出は一切できません。
- 4) 小間割決定後、前3条7項の要件が発生した場合は小間の割当を取消します。
この場合既納の出品料は返却しません。
- 5) 小間割決定後、なお小間に余裕が生じた場合（取消しによって空白となった小間等）は再度割当てることがあります。
- 6) 出品者は、割当られた小間の全部または一部を、有償または無償で第三者に譲渡、貸与することはできません。
また、出品者相互間において交換することもできません。
- 7) 小間割決定後であっても重要な理由に基づく場合には、小間割を一部変更することができます。出品者は、この変更を理由に出品の取消しや賠償請求等苦情の申し立てはできません。
- 8) 第36回ショー（商用車）での出品実績は、第37回ショー（乗用車・二輪車）の出品申し込み時には反映されません。

5 . ショー会場及び小間の展示・装飾

- 1) ショー会場の全般的な装飾（展示部門表示、部品部門基礎小間、その他案内表示等）は、自工振が行います。
- 2) 個々の小間の装飾は、それぞれの出品者が行なって下さい。すべての展示設備及び装飾について、出品者は千葉市火災予防条例に基づき制定された諸規則に従って下さい。
- 3) 小間内に設ける展示施設物の材料、大きさ、その配置、音響機器類の使用基準、その他各部門の展示施工上の諸規則は、「～出品と展示規程」に従って下さい。
- 4) 小間内で使用する電気、通信、水道の負担金及び施工上の注意等については、「設備の利用規程」に従って下さい。

6 . 来場者の保護並びに出品物の保全・維持管理

- 1) 自工振は、来場者の保護並びに会場全般の管理のため、管理要員及び警備員の配置等諸対策を講じますが、出品者は開場時間中必ず自己の小間に常駐し、来場者との応対、出品物の保全、維持管理に当たらなければなりません。
- 2) 出品物等について、万一盗難、火災、損傷等の損害が発生しても自工振は一切その責任を負いません。出品者は必要な予防措置を講じて下さい。
- 3) 小間内において万一事故が発生した場合は、直ちに自工振に届出ると共に、自社の責任において解決しなければなりません。
- 4) 搬入・搬出期間を含めた期間中、小間内における人身事故や出品物、展示関係諸施設の事故に備え、出品者は傷害、損害保険等に加入しなければなりません。

7 . 入 場

一般入場者、招待者、出品関係者等の会場への入場は次の方法によります。

1) 入場券

一般（高校生以上）	1,000円（前売り800円）	消費税込
小・中学生	500円（前売り400円）	消費税込

2) 出品者用招待入場券（一般公開日のみ有効）

次の割合で無償交付します。

(1) 商用車・商用車ボディ部門	出品面積 1m ² につき 5枚
(2) 部品・機械器具・関連商品部門	出品小間数 1小間につき 50枚

なお、上記公布枚数で不足の場合は1枚につき500円（消費税込）とします。

3) 特別招待券（特別招待日午後および一般公開日有効）

特別招待券については、別途規定します。

申し込み方法等詳細については、「出品者ニュース」でご案内致します。

4) 出品者入門証

会期中及び出品物の搬入出期間中有効の「出品者入門証」を、事前に次の割合で無償交付します。会場入門にあたっては、この入門証をはっきりと提示して下さい。

(1) 商用車・商用車ボディ部門	出品面積 3m ² につき 1枚
(2) 部品・機械器具・関連商品部門	出品小間数 1小間につき 6枚

なお、上記交付枚数で不足の場合は1枚につき2,000円（消費税込）で交付します。但し出品者に限ります。

搬入出期間限定の「施工業者バッジ」についてはP.9を参照して下さい。

8 . 諸経費の負担と精算

自工振施工によるものを除いて、出品者の行為に属する費用（出品物の搬入、搬出、展示、実演、撤去等）はすべて出品者の負担とします。

出品者及び代理者は、電気使用負担金、床復旧工事費、水道使用料金等自工振に納付すべき経費があるときは、指定期日までに日本円で精算しなければなりません。

9 . 開催の中止

天災、事変、またはやむを得ない事由があるときは、ショーの開催を中止することがあります。ショーア会期前に中止を決定したときに限り、自工振は弁済すべき必要な経費を差引いた後、残った金額については支払済の出品料の割合に応じて出品者に返還します。

但し、中止によって生じたその他の如何なる損害に対しても、自工振は補償いたしません。

10 . 会期及び開場時間の変更

自工振が特に必要と認めたときは、会期及び開場時間を変更することがあります。この場合、変更によって生じた損害は補償しません。この変更を理由として出品申し込みの取消しをすることはできません。

11 . 出品者ニュース

出品者への今後の連絡事項、各種申込書類等は、出品申込書の担当者宛に「出品者ニュース」をお送り致します。担当者の連絡先が変更になる場合には自工振事務局に届出て下さい。

12 . 出品物分類表

分類番号	部 門	例 示
第1類	商用車	商用車、及びそのエンジン、シャシ、付属品
第2類	商用車ボディ	商用車ボディを装備した車両・トレーラ及びその装置並びに付属品
第3類	A項 / エンジン部品	ピストン、ピストン・リング、シリンドラ・ライナ、エンジン・ガスケット及びパッキング、エンジン・バルブ、バルブ・ロッカー・アーム及びシャフト、バルブ駆動部品及びカム・シャフト、軸受メタル、燃料ポンプ、化油器（キャブレーター）ディーゼル用燃料噴射装置、ディーゼル用燃料噴射ノズル、ガソリン燃料噴射ノズル（インジェクター）燃料フィルタ、エア・クリーナ、エアクリーナ・エレメント、マニホールド過給器（ターボチャージャ及びスーパー・チャージャ）オイル・ポンプ、オイル・フィルタ、ウォータ・ポンプ、ラジエーター、サーモスタット、オイル・クーラ、ファン及びファンクラッチ、触媒装置、その他排気浄化装置部品、ホース類、エギゾーストパイプ及びマフラー、その他のエンジン部品
	B項 / 電装・計器・照明部品	始動電動機（スタータモータ）充電発電機（オルタネータ）磁石発電機（マグネット）配電機（ディストリビュータ）イグニッション・コイル、スパーク・プラグ、グロー・プラグ、エンジン制御装置、走行・変速関係電子装置、ブレーキ関係電子装置、電子部品及びセンサー類、リモート・キー及び同システム、その他の電装部品、前照灯（ヘッドランプ）信号・標識灯、その他灯器、スピード・メータ類、ワイパ・モータ及び各種モータ、ワイパ・アーム、ブレード及びリンク機構、ウインドシールド・ウォッシャホーン及びブザー類、ステアリング・ロック、スイッチ類、フラッシュユニット及びリレー、ソレノイド、高压電線・低压電線、ワイヤー・ハーネス、その他の電装・電気及び計器部品
	C項 / 走行関係部品（駆動・伝達・操縦・懸架・制動部品）	クラッチ・カバー、クラッチ・ディスク、クラッチ・フェーシング、手動トランスミッション、トランスミッション用部品、自動トランスミッション、ステアリング・シャフト、チューブ及びリンク機構部品、ステアリング・ホイール、ステアリング倍力装置、タイロッド・エンド、フロント・アクスル、等速ジョイント、プロペラ・シャフト、ユニバーサル・ジョイント、デファレンシャル・ギヤー、リア・アクスル、ハブ・ボルト及びナット、ブッシュ類、オイルシール、シフトレバー、ペダル類、コントロール・ケーブル、その他の駆動・伝導・操縦装置部品、リーフ・スプリング、コイル・スプリング、ショック・アブソーバ、サスペンション・ストラッド、トーションバー及びスタビライザ、その他懸架装置附属部品、ドラム・ブレーキ装置、ディスク・ブレーキ装置、エアブレーキ装置、ブレーキ倍力装置、ブレーキ・シリンドラ、ゴムカップ、ブレーキ・ライニング、ブレーキ・シュー、ディスクパッド、ブレーキ・ホース、ブレーキ・パイプ、ブレーキ用バルブその他ブレーキ装置付属部品、その他の懸架制動装置部品
	D項 / 車体・内装部品・用品	自動車用プレス部品、トラック・バス用プレス部品、シャシ・フレーム、ダッシュボード及びパネル、パンパ、燃料タンク、装飾品類及びモール類、窓わく、ウェザーストリップ、ウインドウ・レギュレータ、ドアハンドル及びロック、ドアヒンジ及びチェッカ類、シート及びシートスプリング、シート付属部品、シートベルト、エアバッグモジュール及び同付属部品、内装品類、ミラー装置、防振ゴム、その他の車体部品、自動車時計、カーラジオ、カーステレオ、カーナビゲーション、冷房装置、暖房装置、チャイルドシート、ヘルメット、ルーフ・キャリア、車輪（ホイール）ホイールキャップ、自動車用塗料、その他の用品類
	E項 / 素形材、その他	政府・団体出品、タイヤ、パッテリ、自動車用ガラス、素形材
第4類	A項 / 機械	ボーリング・ホーニングマシン、スチームクリーナ、
	B項 / 工具	ルブリケータ、オートリフト、その他の自動車用整備機械
	C項 / テスター	ブライヤ、レンチ類、ドライバ、スパナ、リーマ、その他の自動車用整備工具
	D項 / 用品	エンジンアナライザ、ブレーキテスター、ヘッドライトテスター、排出ガス測定器、その他のテスター類
		スクリュージャッキ、ゲージ類、洗浄装置、その他の用品

13. 出品者用諸経費一覧（自工振事務局関係）

:全出品者 :該当出品者 :該当せず

区分	項目	展示部門			単価	数量	金額	備考
		商用車	商用車ボディ	部品				
出品	出 品 料			商用車 商用車ボディ 部品	屋内 1m ² につき 17,000円 屋外 1m ² につき 5,000円 1小間につき 自工振構成 団体会員 203,000円 上記以外 245,000円	m ² 小間	円 円	
チケット	招 待 者 用 入 場 券				交付枚数で不足の場合10枚以上 1枚 500円	枚	円	消費税込。
	自動車ガイドブック引換券				10枚以上 1枚 900円	枚	円	消費税込。
	招 待 用 封 筒				10枚以上 1枚 20円	枚	円	消費税込。
	食 事 券				1枚 1,000円	枚	円	
	出 品 者 入 門 証				交付枚数で不足の場合 2,000円	枚	円	消費税込。
出 品 · 展 示	電 気 幹 線 工 事 負 担 金				電灯・動力とも使用料込みで0.1KWにつき 1,400円	KW	円	
	一 般 電 話 架 設 負 担 金				1台につき 25,000円	台	円	国際通話料、超過通話 料は除く。
	I S D N 回 線 架 設 負 担 金				1回線につき 35,000円	回線	円	
	給 排 水 基 本 設 备 負 担 金			13mm 引込配水管	60,000円	本	円	
				20mm 引込配水管	90,000円	本	円	
				25mm 引込配水管	120,000円	本	円	
	給 排 水 使 用 負 担 金				使用水量1m ³ につき 775円	m ³	円	
	共 通 々 路 敷 込 負 担 金				小間面積1m ² につき 円	m ²	円	単価は別途ご案内
	小間内カーペット共同購入	-		910mm巾、1mにつき	円	m	円	"
				1,820mm巾、1mにつき	円	m	円	
	出 品 者 用 控 室 使 用 料	-			円	m ²	円	"
	T V · F M 等 アンテナ設備負担金			VHF・UHF・FM	円	本	円	"
				衛星放送(1波につき)	円	波	円	
	床 復 旧 協 力 費			ホールインアンカー10mm 以下1本につき	600円	本	円	
				ホールインアンカー12mm 以下1本につき	800円	本	円	
	国際会議場会議室使用料			「国際会議場使用料金表」による			円	単価は別途ご案内
合 計								円

注) 1. 消費税は特記項目を除き、外税となります。

2. 振込みの場合、手数料は出品者の負担となります。

3. 出品以外の各種申込は平成14年6月頃にご案内予定です。

全出品者に共通する規程<出品と展示規程>

第1章 搬入・搬出

1. 搬入及び施工期間

1) 期間

出品物の搬入及び展示施設の施工期間は次の通りとする。

平成14年10月26日(土)午前8時～28日(月)午後6時(3日間)

2) 時間

作業時間は原則として午前8時より午後6時までとする。作業の都合上やむを得ず作業を延長する場合は当日の午後5時(早朝の場合は前日の午後5時)までに(社)自動車工業振興会事務局(以下、自工振事務局という)の各展示ホール事務局に申し出ること。

3) 会期中の搬入・搬出及び施工

会期中特別に出品物の搬入・搬出を行う場合は、展示ホール事務局に報告してその承認を受け、作業は閉場30分後から開場30分前の開場時間外に行うこと。

会期中展示物の故障、破損などのため展示施設の手直し、模様替えを行う場合は、事前に自工振事務局の承認を得て開場時間外に行うことが出来る。

この場合は、出品者の立ち会いを条件とする。

4) 出品品目明細書

出品物は、その品目、数量、型式、サイズ等を所定の書式により平成14年8月23日(金)までに自工振事務局に届出すること。事務局はこれをもって出品物の公式資料とするので変更がある場合には速やかに届出のこと。

5) 装飾・電気施工業者届

小間内の装飾、電気等の施工業者は、所定の書式により平成14年9月6日(金)までに自工振事務局に届出ること。

2. 搬出

ショー終了後の出品物及び施設物の搬出期間は、全出品者とも次の通りとする。

平成14年11月3日(日)午後7時30分～4日(月)午後5時

11月4日午後5時までに撤去されない施設については、自工振事務局で適宜処分し、その撤去経費は出品者の負担とする。

3. 作業の安全確保

1) 作業にあたっては出品者の立ち会いを条件とする。運送業者等に委託する場合も同様とする。

2) 重量物の搬入搬出・据付設置にあたっては、第2章3条2項に基づき床面に集中荷重がかからないよう分散措置をとること。特にクレーン車等は車両固定装置を直接床面に接して作業することはできず、この場合は必ず養生板を敷くこと。なお、展示ホール内のピット蓋部分には車両固定装置の設置を禁止する。

3) 館内での作業中の喫煙は禁止する。休憩中の喫煙は所定の場所であること。

4) 塗料等の危険物の持込みは、補修用等一部の塗料に限定し、必要最小限とすること。また、塗装作業時はその周辺を火気厳禁とするとともに、消火器を準備すること。

5) アセチレン、アーク溶接等を用いて作業する場合は、消火器を準備するとともに、火花の飛散する範囲には燃物を置かないこと。

6) 通路、避難口、消防用設備の使用障害となる付近には、装飾用資材等を集積しないこと。

7) 作業に従事或いは作業場内に立ち入る場合は、必ず安全帽、安全靴等を着用し、事故のないよう充分注意すること。

4. 搬入・搬出車両

1) 搬入・搬出車両の経路

搬入・搬出車両の場内での混雑緩和策として、下図の通り展示ホールを色によりブロック分けし、車両の進入・退出ゲートを定める。

出品者の搬入・搬出車両は、事前に配布する色別ステッカーにより、それぞれ指定のゲートを使用すること。なお、会場周辺の道路は駐車禁止となっており厳しく規制されている上、会場内は大変混雑するので待機車両については、幕張メッセ常設駐車場 L ブロック（無料）を利用し、効率的に車両を移動すること。

また、会場内の混雑を避けるために、搬入・搬出作業は原則として小間内で行うものとし、特に場内外周通路での作業、駐車は厳禁する。

なお、搬入・搬出車両の入場等についての詳細は別途規定する。

2) 人員輸送車両

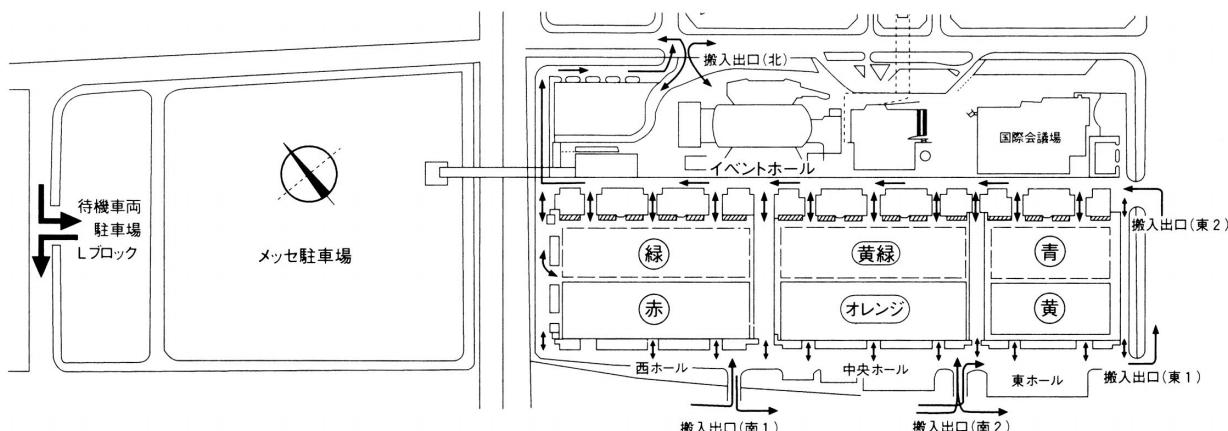
人員輸送のための車両（バス、乗用車）は搬入出期間並びに会期中とも会場内への乗り入れは禁止するので、最寄りの駐車場を利用すること。

3) 開場時間中の場内への車両乗入れ

開場時間中には会場内には緊急作業等の車両を除いて、原則として車両の乗入れを禁止する。同様に駐車等も禁止する。やむを得ずカタログ等を搬入する場合は手押しの台車等によることとする。

4) 開場時間外の搬入出

会期中開場時間外の搬入出については、閉場 30 分後～開場 30 分前とし搬入出口（東 2）のみとする。



搬入・搬出車両の進入・退出ゲート

ホール別出品者	進入ゲート	退出ゲート	色別ステッカー
西ホール（南側）	搬入出口（南1）	同 左	赤
" (北側)	搬入出口（東2）	搬入出口（北）	緑
中央ホール（南側）	搬入出口（南2）	同 左	オレンジ
" (北側)	搬入出口（東2）	搬入出口（北）	黄緑
東ホール（南側）	搬入出口（南2）	搬入出口（東1）	黄
" (北側)	搬入出口（東2）	搬入出口（北）	青

5 . 施工業者バッジ

会場内で作業にあたる作業員は、事務局指定の「出品者施工業者バッジ」を常時着用すること。
このバッジは期間中に各ゲート及び展示ホール事務局にて実費販売する。(1ヶ 100 円 消費税込 現地のみの販売)
有効期間：搬入・搬出期間及びプレスデーを含めた会期中の開場時間外（閉場 30 分後から開場 30 分前まで）

6 . 廃棄物の処理

出品者の搬入、搬出に伴う残材や廃材等の廃棄物は、出品者の責任と費用負担で処理し、その処理は自己処理を除き千葉県内で行うこと。県内での廃棄物処理についての問い合わせは下記でも受付ける。

千葉県ビルメンテナンス協同組合 幕張メッセ事業所

TEL . 043 - 296 - 0534

なお、省資源のため計画時から再利用等を工夫し、出来るだけ廃棄物を発生させないよう留意すること。

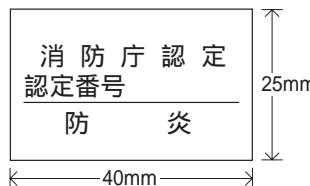
第2章 施 工

1 . 展示施設の材料

展示施設の材料は不燃性、準不燃性、難燃性のものを使用すること。やむを得ず可燃性のものを使用する場合は下記によること。

- 1) 展示用合板、じゅうたん等の床敷物、工事用シート、カーテン、どん帳、布製ブラインド等の物品は、所定の防炎性能を有するものを使用すること。
- 2) 防炎物品にはひとつひとつの物品の見やすい箇所に、消防法施行規則に定める防炎表示が付されていること。

(防炎表示例)



じゅうたん等及びその材料の場合

2 . 展示館建物に係わる工作

- 1) 既設の天井・壁面・アネモ・ガラリ・配管・配線類を支持物として使用することは禁止する。また天井、壁、柱、扉、窓、ガラス、梁、可動間仕切、アネモ、ガラリ、ピット内への直接工作は禁止する。
- 2) 消火栓・消火器・火災報知器・誘導標識等、防災設備の周辺及び点検口周辺は、展示品、装飾品等で隠蔽しないこと。また、防災上の諸活動並びに避難誘導等の障害をきたさないよう工作すること。
- 3) 空調関係設備の吸込み口・吹出し口周辺は、展示品・装飾品等で隠蔽しないこと。

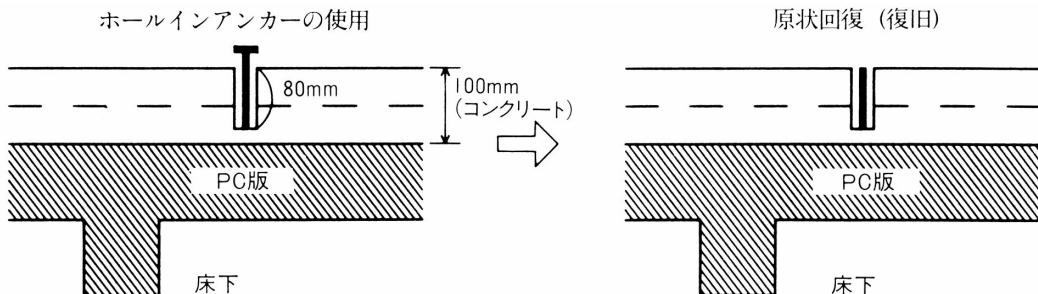
3 . 床面工事

- 1) 西・中央・東ホール内では施設物の固定等のため、下記のホールインアンカーに限り使用することができる。
この場合、所定の「床工事施工届」(2 部)に必要事項を記入し、使用場所を明示した図面を添付の上、平成 14 年 9 月 6 日 (金) までに自工振事務局へ届け出るとともに、使用する口径に応じ、下記の床復旧協力費を支払うこと。(会期終了後に請求)

* 床復旧協力費 (消費税別)

12 mm以上	1本につき	800 円
10 mm以下	1本につき	600 円

- (1) 床断面は下図の通り、ホールインアンカーの長さは80mm以下であること。
- (2) 床面ピット蓋部分及びピット内には使用しないこと。
- (3) PC版へ影響を与えないこと。
- (4) 原状回復は下図の通り埋め殺しで良いが、頭部が床面より出ている場合は水平面までサンダーで切断すること。ハンマーによる打ち込みやガス熔断は禁止する。



2) 重量物の展示

西・中央・東ホール床面の下部は、下図のとおりPC版、ピット、杭による一体的な構造であり、床面への荷重はPC版、ピットへ伝達し、全て杭で支持されているため、重量物の展示にあたっては、PC版、ピット、杭それぞれの許容荷重を考慮すること。（実演を伴う展示にあたっては、重量物の重量を動荷重とする）

(1) 許容荷重

PC版 5t / 枚

PC版（一枚は2m×5mの寸法）の上部は、コンクリート（100mm）で覆われているため表面からPC版の位置は確認できない。

ピット 25t / 本 一本はピット梁12mの長さ

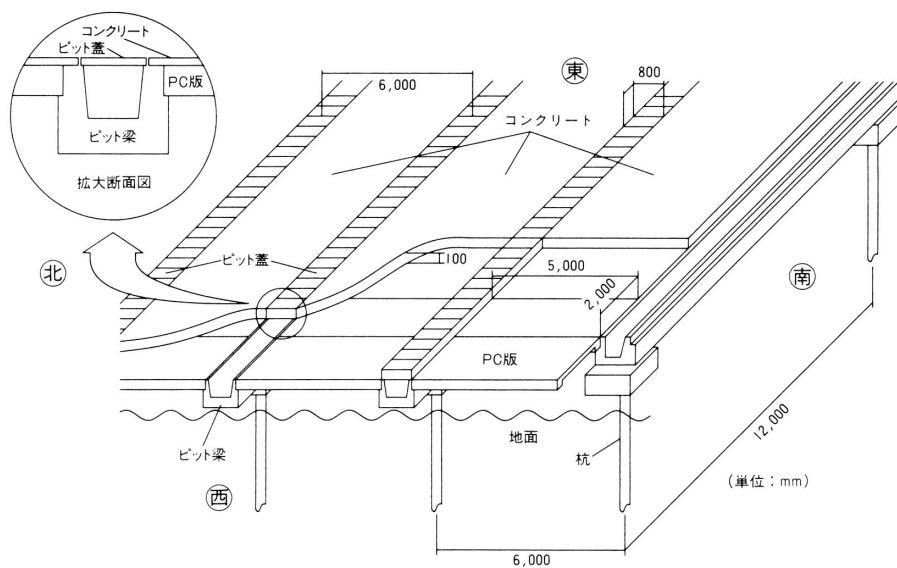
杭 75t / 本

なお、下記の重量物の展示の場合は自工振事務局へ申し出ること。

一枚のPC版に5t、一本のピット梁に25tを超える荷重がかかる重量物の展示。

25tを超える重量物の展示

実演の際、厳しい振動を伴う重量物の展示。



【参考】

- ・搬入出の際、ホール内に進入できる車両は総重量30t（車両重量+積載重量）以下とし、タイヤ式で4車輪以上のものに限る。
- ・展示物の据付の際、クレーンのアウトリガーに荷重をかける場合は、(2)展示方法を参考に鉄板による荷重分散を行うこと。

(2) 展示方法

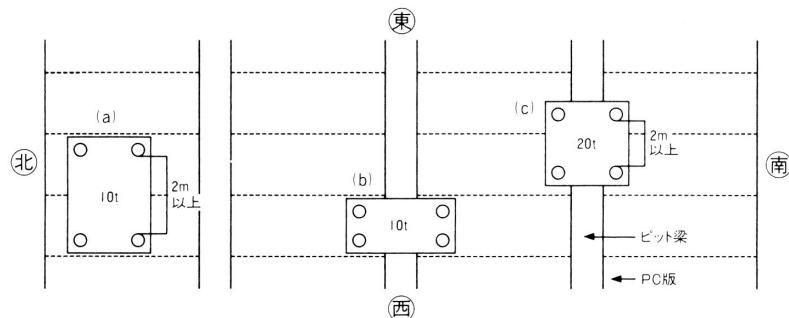
重量物の展示は、何枚かのPC版に荷重が分散されているかが、展示の可否を決める1つの要因となるので、1枚のPC版の大きさ $2\text{m} \times 5\text{m}$ 及びピット位置を十分考慮し接地位置を決めてること。

鉄板による荷重分散を必要としない展示

1枚のPC版に5tを超える荷重がかからなく、接地位置(図中部分)が25cm角以上確保されている場合。(当展示では杭及びピットへの荷重は必然的に許容値となる。)

展示例

- 東西方向(ピット平行方向)に2m以上接地点が離れており、2枚のPC版に荷重が分散されている場合。
- ピットを跨いで接地されていて、2枚のPC版に荷重が分散されている場合。
- 東西方向に2m以上接地点が離れており、しかも、ピットを跨いで設置されていて、4枚のPC版に荷重が分散されている場合。



注) は接地位置を例示したもので、重量は 均一に伝達されているとする。

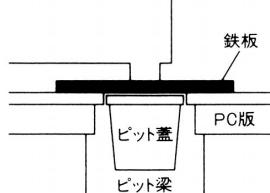
鉄板による荷重分散を必要とする展示

1枚のPC版に5t～10tの荷重がかかる場合、及びピット蓋に集中荷重がかかる場合。

鉄板敷設方法

- 1枚のPC版に5tを超える荷重がかからないが、接地位置が25cm角未満の場合
25cm角以上の鉄板等歪まない素材を敷設すること。
- ピット蓋に集中荷重がかかる場合
ピットは完全に跨ぐよう鉄板(厚み22mm以上)を敷設し、PC版に荷重分散を行うこと。

展示例



3) 屋外展示場は床面を損傷する掘削及びアンカーボルト等一切の使用を禁止する。従って施設物等は自立構造であること。

第3章 出品・展示

1. 保税貨物の展示

出品物及び展示資材等をショー終了後ただちに積み戻す場合は、正規に通関せずに保税貨物として展示することができる。

1) 保税展示場の申請

保税展示場の許可申請は自工振事務局で一括して行うので、保税貨物を展示する出品者は所定の「保税貨物明細書」(2部)を平成14年8月23日(金)までに自工振事務局に届出すること。期日までに保税貨物の届出がない場合は、出品、展示ができないことがあるので充分留意すること。

2) 保税展示の手続き

出品者が会場へ保税貨物を持込む場合の通関業者、荷扱業者の選定は自由とするが、保税展示の手続きについては下記の通関業者に委託するので、会場内での通関に際してはこの業者を利用すること。

・(株)石川組

〒140-0002 東京都品川区東品川5-9-4
担当者 国際部部長 茂田 龍夫
TEL. 03 3474 8102 FAX. 03 5460 9841
e-mail: igl-exhi@ishikawa-gumi.co.jp

・(株)ダイイトーコーポレーション 千葉支店

〒260-8517 千葉県千葉市中央区中央港1-9-5
担当者 千葉支店副支店長 中村 隆
TEL. 043 238 5115 FAX. 043 238 5124
e-mail: t-nakamura@daitocorp.co.jp

2. 出品物の実演

1) 出品者は、出品物のより深い理解を得るために、小間内で実演をすることができる。実演によって発生する恐れのある人体または財貨の損傷、火災及び通行の障害等危険の防止については万全の措置を講じること。

特に強度の音響、光線、熱気、煙、じんあい、ガス、臭気、振動等を発生することが予想される場合は、あらかじめ予防措置を講じ他に迷惑を及ぼさないよう適宜処置しなければならない。

2) 展示ホール内では、出品車両(電気自動車は除く)のエンジンを始動することはできない。また、触れさせる出品車両は警報器が鳴らない措置を講じること。

なお展示ホールには防災設備として光電式分離型煙感知器があるため、障害となるスモークマシン等の発煙を伴う実演は禁止する。

3) エンジンを使って実演を行う場合は、屋外展示場のみ許される。

3. 展示演出

展示演出を行う場合は、下記を条件とする。

1) 出品物に対する理解をより深めるための企画内容であり、かつ自社小間内で完結すること。

2) 来場者の安全には十分配慮し、隣接小間に音、光、ドライアイスによる発煙などで迷惑をかけ、また雑踏(共通々路の通行障害を含む)により来場者に著しい混乱が生じる恐れのこと。

3) 原則として会期中を通して行われる企画であること。

4. 小間内勤務者

1) 小間内には、来場者との商談や相談などのニーズに十分対応できる係員を配置すること。

2) フロア勤務者は来場者に混乱を与えないために役割名を明記したプレートを着用のこと。

(例) (1) 営業相談員

(2) 技術相談員

(3) 案内係

- (4) 通訳 (INTERPRETER)
- (5) 運営担当者 (事務局)
- (6) 広報担当員

5 . 会場周辺の宣伝制限

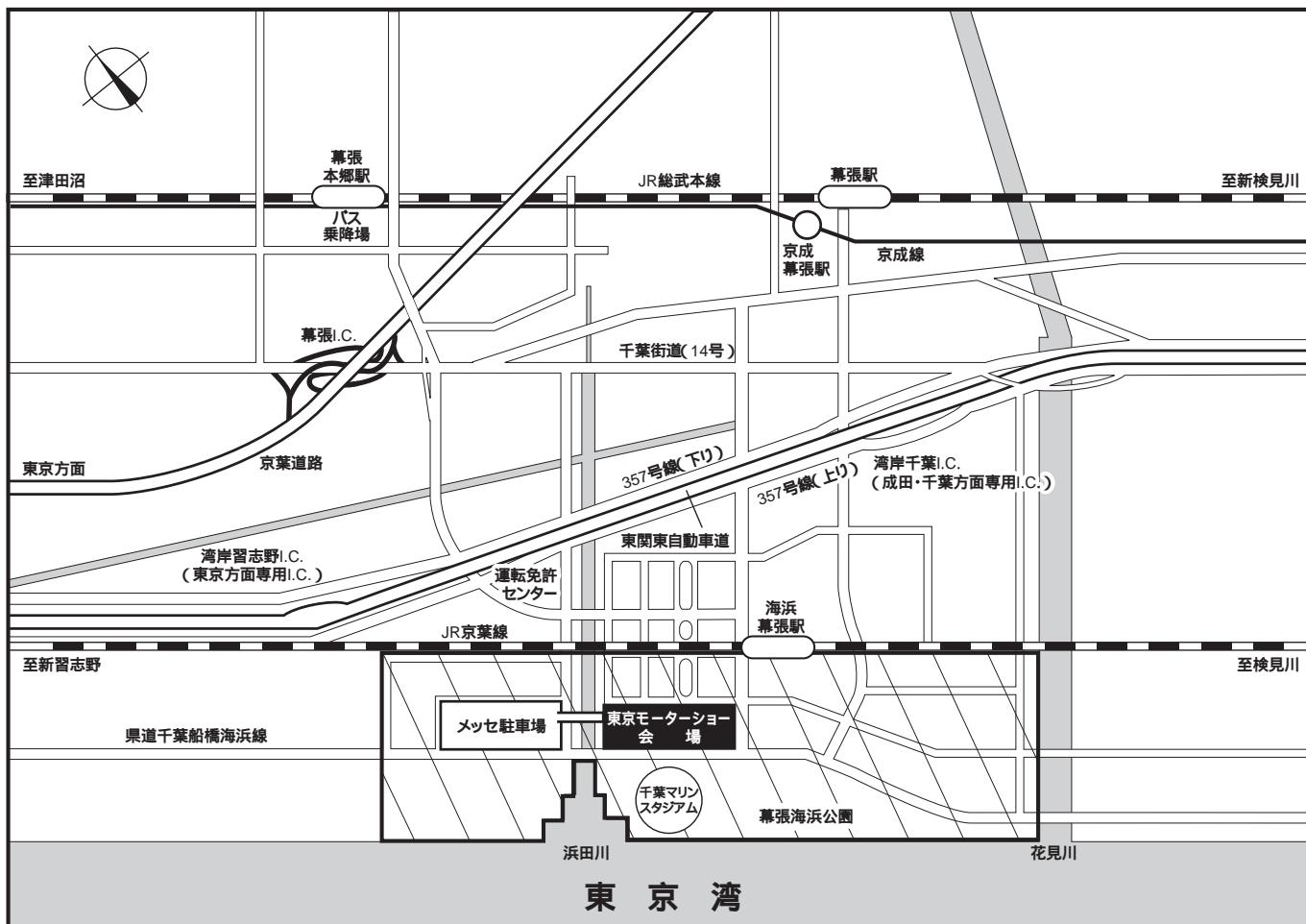
出品者間の過当宣伝競争を避けるため、下記のとおり会期中の宣伝行為を制限する。但し、年間契約等による通常の宣伝活動についてはこの対象とはしない。

1) 制限期間 平成 14 年 10 月 29 日 (火) ~ 11 月 3 日 (日)

2) 制限内容

- (1) 試乗会等の催物。
- (2) 売店等の出店及び物品の配布。
- (3) アドバルーン、旗、のぼり等の掲揚。
- (4) 野立看板、ポスター等の揭示。
- (5) パンフレット、チラシ等の配布等通常の宣伝行為以外の広報宣伝活動。

3) 制限場所 下図の斜線区域内



6 . 調査・アンケート

小間内で行う調査・アンケートについては自由とする。

小間外での実施を希望する場合は平成 14 年 9 月 6 日（金）までに実施概要（調査目的、希望の日時・場所、調査員数、予定サンプル回収数、アンケート用紙）を、自工振事務局に届出（様式任意）、その承認を得なければならない。調査・アンケートの届出に対する自工振事務局の判断基準は下記による。

1) 小間外で行う調査・アンケート

- (1) 場 所 自工振事務局が指定する場所とする。
- (2) 調 査 員 多数の調査員を動員したデモンストレーション的実施は認めない。また、服装は私服とし、自工振事務局指定の腕章を着用すること。
- (3) 内 容 自社商品等に関する調査を主体とし、他社を誹謗するような項目は認めない。
- (4) 実施方法 カウンター、机、椅子、テント張り等の施設及び表示をすること及び拡声装置等を用いての宣伝行為は禁止する。

2) 調査、アンケートに対する謝礼

小間内外の実施とも謝礼をする場合は、下記第 7 条「物品の配布」を準用すること。

7 . 物品の配布

来場者に物品を配布する場合は、小間内でのみの配布とすること。また、記念品等を配付する場合は、1人当たり最高で市価 500 円以内の物品とする。但し、手提げ袋の配布は禁止する。

第 4 章 保 安

1 . 禁止行為と解除

1) 総 則

千葉市火災予防条例第 23 条により、会場内での次の行為は禁止されている。

- (1) 喫煙、但し次に規程する設置要領で「喫煙所」を設ける場合は、この限りではない。

設置位置は次によること。

- a . 通行及び避難上支障のない位置に設けること。
- b . 可燃物の転倒落下のおそれがなく、周囲の可燃物から水平距離 1.8 m 以上を確保する位置に設けること。但し、当該距離を確保することができない場合にあっては、準不燃材（防災ベニアを除く）以上の材料の間仕切り、ついたて等で床面から防火上有効に遮断した場合は、この限りではない。
- c . 屋内消火栓設備、避難器具等の消防用設備等の操作の障害とならない位置に設けること。

喫煙所の範囲を明示するついたて、床面の色表示、間仕切り等の措置を講ずること。

喫煙所には、喫煙設備を設けるとともに、椅子等喫煙に必要なもの以外は存置しないこと。

喫煙所の周囲を区画する場合は、準不燃材以上の材料を用いること。

喫煙所に設置する標識（所定）は、当該場所の形態に応じた公衆の目に触れやすい箇所に設けること。

喫煙所には、消火器（10 型）を 1 本以上設置してあること。

所定の「喫煙所設置届」を平成 14 年 9 月 6 日（金）までに自工振事務局へ提出すること。

(2) 裸火の使用

「裸火」とは気体、液体、固体燃料を使用する火気器具で、炎、火花を発生させるもの又は発熱部を外部に露出するものをいう。また、電気を熱源とする器具で発熱部が赤熱して見えるもの（ただし、発熱部が焼室、風道、庫内に面しているトースター、ヘアドライヤー、オーブン等を除く）及び外部に露出した発熱部で可燃物に触れた場合、着火するおそれのあるものも裸火に含まれる。

(3) 危険物品の持ち込み

「危険物品の持ち込み」とは、千葉市火災予防条例施行規則第 14 条に掲げる危険物品を持ち込む全ての行為とする。但し、次に掲げる行為は、危険物品持ち込み行為に含まないものとする。

車両等の展示行為。（運行又は稼動を伴うものを除く）

潤滑油等が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器を持ち込み又は使用する行為。

可燃性固体類に該当するパラフィンからなる装飾品又は美術品等を持ち込む行為。

動植物油を調理（煮沸行為を除く）に使用する行為。

2) 禁止行為の解除

裸火の使用または危険物品の持ち込みについては、下記の承認条件をもって事前に申請をし、所轄消防署長（美浜消防署長）が諸般の状況から火災予防上支障がないと認めた場合には、必要最小限度の範囲に限り禁止行為の解除を認める。禁止行為を行う場合は、配置図・平面図その他必要な図面を添付して所定の「禁止行為解除承認申請書」（2部）を平成14年9月6日（金）までに自工振事務局に提出すること。

自工振事務局ではこの申請書を所轄消防署に一括提出し、承認されたものについて許可を与える。

（1）裸火使用の承認要件

- 周囲及び上方可燃物から安全な距離が確保されていること。
- 可燃物の転倒又は落下物等のおそれがないこと。
- 防火管理者等による監視、消火等の体制が講じられていること。
- 使用者が裸火を容易に停止できる措置が講じられていること。
- 裸火使用行為ごとに、消火器（10型）が設置されていること。
- 消火器具が設置されていること。
- 出入口、階段等から水平距離5m以上離れていること。（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く）
- 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離5m以上離れていること。（不燃材料等で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く）
- 承認できる範囲は、次によること。
 - a . 電気を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器
 - b . 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器
 - a) 消費量は、1個につき58KW以下、かつ総消費量は1区画75KW以下であること。（幅5m以上の通路により他の区域と仕切られている区域）
 - b) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。（カートリッジ式器具を除く）
 - c) 液化石油ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。
 - c) 液体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器（但し、展示に伴う実演に限る）
 - d) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具（但し、展示に伴う実演に限る）
 - e . 火炎を有するものは、火炎の長さが20cm以内であること。

（2）危険物品持ち込みの承認要件

防火管理者等による監視体制が講じられていること。

危険物品、貯蔵取扱い行為ごとに消火器（10型）が設置されていること。

出入口、階段等から水平距離3m（危険物 危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを除く の場合にあっては6m）以上離れていること。（不燃材料で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く）

火気使用場所から水平距離5m以上離れていること。（不燃材料で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く）

保管は密栓し、他の物品と隔離すること。

承認できる範囲は、同一承認範囲内に存する公衆の出入りする部分と合算して、次によること。

- a . 危険物は、危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。
- b . 可燃性固体類及び可燃性液体類は、千葉市火災予防条例別表第8に定める数量の10分の1未満であること。
- c . 可燃性ガス（ガス法の適用を除外している液化石油ガスに限る）は、ガスの総重量が5kgに相当する個数未満であること。

（3）承認要件の補完措置

禁止行為の解除申請の内容に応じて、前記諸条件のほか、消防署長が特に必要と認める安全措置を講ずること。

（4）解除承認の取消

次の場合には解除承認が取り消される。

承認要件不履行の場合。

解除承認場所から火災を発生させた場合。

建物又はその部分の構造・設備の変更により、解除承認に係る事項が火災予防上危険であると認められた場合。

2 . 消火器の設置

消火器は次により設置すること。

- 1) 禁止行為の解除承認場所ごとに、適応能力単位以上（普通火災 2 単位、危険物等火災 3 単位）の消火器 1 個以上設置するとともに、消火器である旨の標識を掲示すること。
- 2) 通行または避難に支障がなく、かつ使用に際して容易に持出すことができる箇所に設置すること。
- 3) 設置する消火器は、点検済のものであること。
- 4) 消火器は、搬入初日より設置すること。

3 . 地震対策

展示施設は地震時でも、転倒、落下、移動等により来場者の避難及び消防活動等、初動処置の障害とならないよう、安全な施工を行い確認すること。

第 5 章 規程の違反、解釈の疑義

規程に違反した出品者及び同規程の解釈（和文規程優先）に疑義が生じた場合の対応は下記による。

- 1) 自工振事務局が規程に違反または規程主旨にそぐわないと判断した場合は出品者に改善の申し入れを行う。
- 2) 1)により改善がはかられない場合、または同規程の解釈に疑義が生じた場合には、下記のメンバーによりその対応を協議し、その最終判断に基づき当該出品者に改善を命じる。
なお、この協議による結論は最終決定とし、異議申し立てや損害賠償請求の申し立てもすることはできない。
(1) 総合部会：部会長・副部会長
(2) 自工振事務局
- 3)(2)により改善の申し入れを受けた出品者は、改善内容及び改善日程等を文書で自工振事務局に提出しなければならない。
- 4) 2)により改善の申入れを受けた出品者が改善を行わない場合は、この事実を公表すると共に当該出品者の第 37 回（2003年）、38 回（2004年）東京モーターショーの出品を認めないことがある。

規程の変更

自工振事務局は必要と認めた場合、この規程の一部を変更することがある。変更された規程内容は出品者に出品者ニュースまたはその他の方法で通知する。

商用車・商用車ボディ部門に関する規程 <出品と展示規程>

1. 出品と出品物の条件

1) 商用車部門

(1) 国土交通省自動車登録規則（第3章第13条2項）による分類番号1・2・4・6・8ナンバーの自動車（軽自動車含む）及び、そのエンジン、シャシ、付属品。

(2) 3・5・7ナンバーのタクシー車両。

2) 商用車ボディ部門

上記車両に商用車ボディを装備した車両・トレーラ及びその装置並びに付属品。

3) 特別出品

商用車部門、商用車ボディ部門の出品者が、上記1)及び2)項以外の3、5、7ナンバーの自動車で、商用目的にも使用できる車両（下記禁止例を除く）及び福祉車両を出品する場合は、総展示台数の2割までとすること。但し、自工振の認めたものはこの限りではない。

この場合平成14年9月6日（金）までに自工振事務局に届出、その承認を得なければなりません。

禁止例：乗用専用車（セダン、クーペ、ハードトップ、カブリオレ）及び乗用車派生の競技車。

4) 出品物は、出品者自身が製造した製品（ナンバー取得済みの車両を含む）以外は出品することはできない。なお、出品者自身が製造した製品とは下記に該当するものをいう。

(1) シャシ、またはボディ装備が自社製であるもの。

(2) 委託生産車両

(3) 共同開発車両

(4) OEM（相手先ブランド製品）として供給を受けている車両

(5) 海外生産車両（海外子会社、共同出資会社）

5) 出品車両の価格表示

出品者の自由とするが、来場者の誤解を避けるため、価格表示をする場合は、「東京地区希望小売価格」を表示すること。

6) 積載物

商用車・商用車ボディ部門の出品者が積載を目的とする商用車の一例として、乗用車・二輪車等の積載を行う場合には、展示車両の荷台へ積載することに限定し、その積載物についての表示（製造者名、車名、スペック、広告等）は一切禁止する。

2. 展示構成

展示にあたっては、来場者の安全確保とスムーズな動線の設定、ホール全体の視界、隣接社への影響等に十分配慮し、来場者にとって快適な展示構成に努めること。

1) 分離小間間通路

共同展示等によって、会場の南北にある避難口への避難動線上を展示小間として使用する場合は、小間内に分離小間間通路を設定すること。（該当する出品者には小間割発表時に自工振事務局より連絡する）この場合、分離小間間通路の面積は割当する小間面積外として扱い出品料の対象外とする。

2) 分離小間間通路の使い方

(1) 南北方向に5m幅以上の分離小間間通路を設けること。（詳細は別途展示規程図によって指定する）

この場合、なるべく直線が望ましいが、曲線となる場合は、消防当局との調整が必要となるので事務局に相談すること。

(2) 分離小間間通路は、下記を除く一切の施設物・展示物の設置を禁止する。

高さ10cm以下の床張り。（スロープは4. 施設物の制約に準じること）但し、床張りが小間内と同色の場合には通路幅を明示する措置を講じること。（カーペットの色を変える等）

通路の上部空間に施設等がまたがる場合。但し、床張り面より高さ2.7m以上開けること。

3. 出品物及び施設物の配置

1) 出品物及び施設物の配置にあたっては、来場者の安全確保と隣接小間への視覚的影響及び来場者動線を考慮した配置とすること。

2) 小間内へは原則として来場者が自由に出入りできる構成とし、通路で立ち止まって見学することのないよう留意すること。

4 . 施設物の制約

施設物は、日本の建築基準法・消防法等に基づいた安全なものであることとし、下記を除き自由とするが、高さは出品物の高さを除き 6.0 m 以下とすること。

なお、屋外展示場は特に風が強く、「全出品者に共通する規程」第2章3条「床面工事」の通り、施設物は自立構造となるため、倒壊等の危険がないよう施工に当たっては十分配慮すること。

1) 床

(1) 一般来場者の通行に供する床を床上げする場合は、外周部には 1 / 12 以下のスロープを設けること。

(やむを得ない場合は、自工振事務局の確認を得て 1 / 8 以下のスロープとすることができる)

但し、スロープ部分以外が段差または階段となる場合は、跳上げ 18 cm 以下、踏面 26 cm 以上とすると共に、手摺の設置等来場者の安全対策を講じること。

(2) 床の「仕上げ材料」は自由とするが、来場者の安全上支障がなく、且つ磨耗等による塵芥が生じない材質であること。

なお、希望出品者には共通々路と同素材のカーペットを自工振事務局が斡旋する。

(3) 館内の共通々路の敷物は、自工振事務局で一括施工する。

この施工費は、出品面積比率により各出品者の負担とする。

2) 車両説明台

来場者に出品物のよりよい見せ方として、上記 1) の床高を超える施設物を設ける場合は、床高 2.1 m 未満とすること。

なお、階段を設ける場合は、跳上げ 18 cm 以下、路面 26 cm 以上、スロープとする場合は、勾配は 1 / 12 以下とするとともに、手摺りの設置等来場者の安全対策を十分講じること。(やむを得ない場合は、自工振事務局の確認を得て 1 / 8 以下のスロープとすることができる)

3) 柱の使用

小間内に既設の柱を利用する場合は、高さ 6.0 m 以下とすること。但し、排煙窓押ボタンのある場合は操作可能とすること。

4) 重層構造の施設

小間内には重層構造となる施設物の設置は禁止する。

5) 天井張り等の制限

あらゆる施設物にルーバー、ネット等透水性のある工法以外の天井張り、屋根等を設けることは、原則として禁止する。

天井又は屋根等による遮光、遮音、断熱または防塵等の措置を講じなければ展示物品の持つ機能が生かされず、又、低下するなど展示目的が果たされない場合は、天井面に使われる素材は防炎処置を施された暗幕又はこれと同等の製品によるものとする。

但し、遮音効果等のため、密閉空間を要する施設の場合は下記を条件とする。

(1) 自動火災報知設備の煙感知器は、天井面 150 m² につき 1 箇所以上設置すること。但し 60 cm 以上の下がり壁等で仕切られた場合は、その空間毎に 1 箇所以上設置すること。

(2) 床面積が 100 m² 以上となる場合は、二方向以上の避難通路を確保すること。

(3) 客席が 200 m² 以上となる場合は「建築基準法第 12 条 3 項に基づく報告書」を千葉市役所建築指導課へ提出すること。

6) スペックボードまたはスペックシート

展示車用スペックボードの表示内容は、自動車公正競争規約で規定されている下記仕様項目を必ず表示すること。また、車名及びスペック表示は和英併記とすること。

・必須表示項目

表 示 項 目	英 訳
型式	Model
車両寸法(全長・全幅・全高) mm	Dimension(L.W.H)
乗用定員 名	Seating capacity
最大積載量 kg	Max loading capacity
総排気量 cm ³	Piston displacement
エンジン型式	Engine type
燃料供給装置	Fuel system
燃料消費率 10・15モード燃費(国土交通省審査値) km/l 又は10モード燃費(国土交通省審査値) km/l 又は60km/h定地走行燃費 km/l 燃料消費率は定められた試験条件のもとでの値	Fuel economy 10・15 mode fuel economy 10 mode fuel economy Fuel economy at 60km/h
トランスミッション	Transmission
製造事業者	Manufacturer
製造国名	Country of origin

7) その他

(1) 電気配線の保護

来場者の安全上、電気配線等による床面の突出部は、部分床張り等により保護すること。この場合、部分床張りの高さは 10 cm 以下、幅(水平面) 90 cm 以上とし、外周部はスロープ(既設床面との段差 1 cm 以下) とすること。

5 . 拡声装置の運用

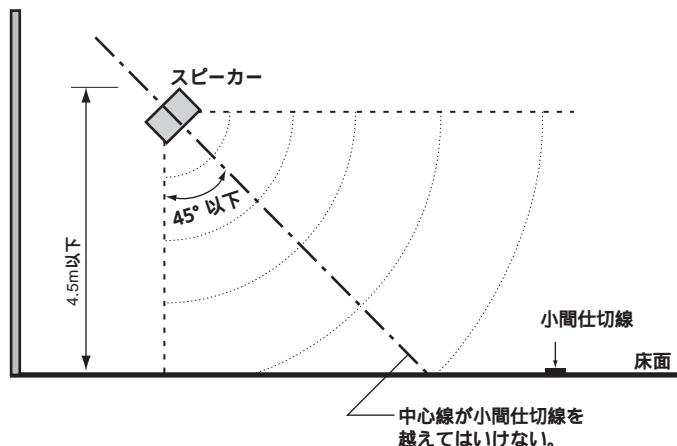
拡声装置の使用にあたっては、騒音を抑制し快適なショー環境を実現するため、過度の音量を発しないよう、規程に従い出品者相互に自主管理し、隣接出品者に迷惑を掛けないこと。

技術説明及び映写等の音量によるホール内全体の騒音対策として、小間内で使用する拡声装置の運用については下記の通り制限する。

1) スピーカーの取付位置

(1) 取付位置の高さは 4.5 m 以下とすること。

(2) 取付角度はスピーカーの中心軸が垂直下向きから 45° 以内とし、且つ自社の小間仕切線を越えないこと。



2) 音量の制限

- (1) 音量は共通々路に面する小間仕切線上で最高 77 dB (A) 以下とすること。
- (2) 拡声装置を使った演出については出品者相互で隣接社との時間調整を行うこと。
- (3) プレスデーにプレスブリーフィングを実施している出品者に隣接する出品者（別途出品者ニュースにて通知）は、ブリーフィングが終了するまで拡声装置等の使用を禁ずる。

3) 音量測定

自工振事務局では、下記により巡回測定を実施する。

- (1) 規程に従い、小間仕切線上の最も音源に近いと思われる位置で測定する。
- (2) 測定は人間の聴覚を基準とし、原則として高さ 1.5 m の位置で測定する。また、音源の特定をするため、必要に応じレーザーポインターを使用する。
- (3) 測定器は JIS C1503 または C1502 に準拠する騒音計を使用し、ピークでの測定値を基準とする。

4) 音量規程違反出品者への対応

音量測定により音量超過が認められた出品者に対しては、下記改善勧告を行う。出品者はこれに従わなければならない。改善されない出品者に対しては下記の罰則を適用する。
なお、音量制限内であっても来場者を驚かすような不快な音により、2社以上から苦情があった場合も同様の扱いとする。

- (1) 自工振事務局より文書にて改善勧告を行う。
- (2) 上記の改善勧告の回数により下記期間、全ての拡声装置の使用中止を命じる。
出品者はこれに従わなければならない。
改善勧告が通産で3回目となった場合：翌開催日の午前中
上記 の処分が3回目となった場合：翌開催日から会期終了までの全時間

5) 運用責任者の常駐

音の運用責任者は小間内に常駐し、規程に従い拡声装置が運用されるよう常時管理すること。

ワイヤレスマイクの使用

会場内でマイクを使用する場合は、有線式マイクロфонとして下さい。

但し、展示演出上やむをえずワイヤレスマイクロfonを使用する場合は、「音響・放送関係設備申込書」により使用する周波数を自工振事務局へ届け出してください。この場合、出品者間に限らず、幕張メッセ会場周辺の一般通信機器と混信する恐れがあることを前提に、出品者の責任で使用して下さい。

混信があっても自工振事務局では責任を負えません。

6 . 小間設計図の提出

展示規程の解釈の相違等による規程違反、または展示演出、拡声装置の設置等に伴う保安上及び隣接社への迷惑等で問題が生じないよう、出品者は社内決定前の企画・設計が変更可能な段階で、下記資料各2部を自工振事務局に提出し、その承認を得ること。但し、最終提出期限は平成14年9月6日（金）とする。

なお、承認された資料が変更された場合、速やかに資料を再提出し、改めて承認を得ること。
提出する資料は次のとおり。

1) 「小間設計図届出書」

2) 出品物、施設物の配置図及び施設物の平面図、立面図で縮尺・寸法の明確なもの。

部品・機械器具・関連商品部門に関する規程 <出品と展示規程>

1. 出品と出品物の条件

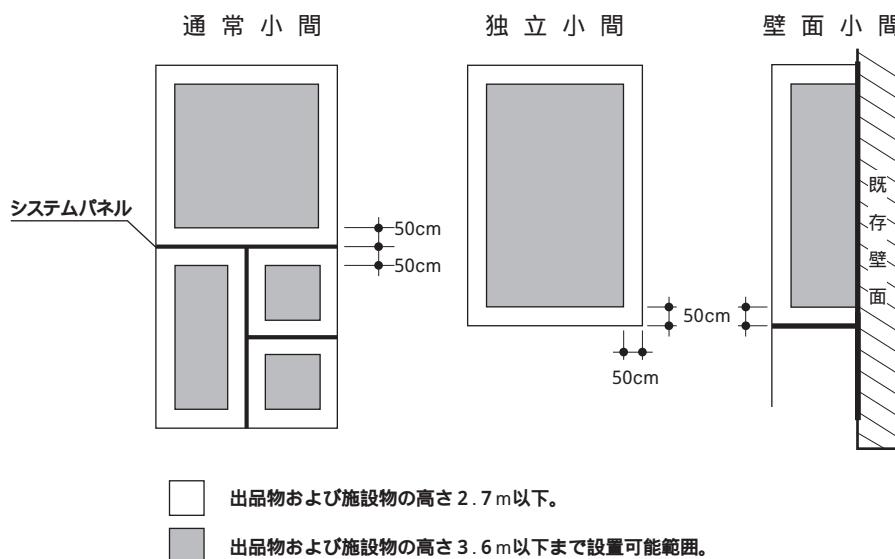
- 1) 出品物は、商用車及び商用車ボディの部品、用品、素材及び機械器具で、P.5「出品物分類表」に適合した製品であること。
- 2) 出品物は、出品者自身が製造した製品以外は、出品することを禁止する。(参考出品を除く)
- 3) 商用車または商用車ボディを使って展示する場合は、下記の条件を厳守すること。
 - (1) 商用車・商用車ボディ(1/1スケールモデル、カットシャシ、カットボディ等を含む)を使用できるのは、製品をより分かりやすく展示するための手段とする場合のみとし、来場者の誘致等を目的として使用することを禁止する。
 - (2) 使用する商用車・商用車ボディの当該車種に関する宣伝をすることを禁止する。
- 4) 出品物は原則として日本の国内法に照らし、これに触れる場合は出品することを禁止する。ただし、参考出品物は除く。
- 5) 出品物の売約済の表示をしたり、購入者の名前、販売数量等を表示することは禁止する。

2. 小間の基本構造

- 1) 自工振事務局が施設する基礎小間は、「システムパネル」構造とし、小間の大きさは間口2.97m×奥行2.97m×高さ2.7mとする。(詳細はP.24「部品基礎小間図」参照)
- 2) 同一出品者が2小間以上連続して使用する場合の小間仕切及び角小間の側壁は設けない。(政府出品、共同出品も同一出品者とみなす)
- 3) 基礎小間には、統一したデザイン・書体の小間番号表示板を掲示する。(P.24参照)
- 4) 出品者は、自工振事務局の承認なしに基礎小間の移動、または構造の変更をすることを禁止する。
- 5) 基礎小間はリース品のため、モーターショー終了時には原状回復し、残置すること。損傷または紛失した場合の損料は出品者の負担とする。

3. 施設物の制限

- 1) あらゆる出品物及び施設物は、基礎小間の外に設けまたは突出することを禁止する。但し、以下の条件を満たす場合を除く。
 - (1) 基礎小間取付用付属部品を使用して、基礎小間上端に照明器具及びスピーカーを直接取り付ける場合。
 - (2) 小間仕切線(壁面小間の壁面に沿った面を除く)より50cm以上セットバックした範囲(内側)に高さ3.6m以下の施設物を設置する場合。(下図参照)



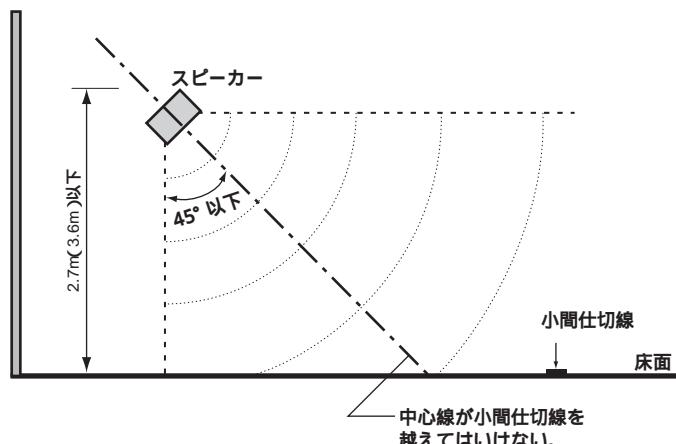
- 2) 基礎小間(システムパネル)へ直接施設物を取り付ける場合は、カッティングシートの貼付等で原状回復が可能なものに限る。
基礎小間を損傷する釘、鉄、穴開け、切断等は禁止する。
- 3) 平屋建物の天井張り等の制限
あらゆる施設物にルーバー、ネット等透水性のある工法以外の天井張り、屋根等を設けることは、原則として禁止する。
天井又は屋根等による遮光、遮音、断熱又は防塵等の措置を講じなければ展示物品の持つ機能が生かされず、又、低下するなど展示目的が果たされない場合は、防炎処理を施された暗幕又はこれと同等の製品によるものとする。
但し、遮音効果等のため密閉空間を要する施設の場合は下記を条件とする。
(1) 自動火災報知設備の煙感知器は、天井面 150 m^2 につき 1 箇所以上設置すること。但し 60 cm 以上の下があり壁等で仕切られた場合は、その空間毎に 1 箇所以上設置すること。
(2) 床面積が 100 m^2 以上となる場合は、二方向以上の避難通路を確保すること。
- 4) 重層構造となる施設物の禁止
小間に内に重層構造となる施設物の設置は禁止する。
- 5) 照明
出品物に対する照明は自由とするが、来場者の危険防止には充分留意すること。
- 6) 既設建物の利用
既設の建物より、出品物、装飾施設物等を吊下げ、またはこれらにもたせかけることを禁止する。
- 7) 柱の利用
ホールの柱に面する出品者(別途指定)が柱を利用する場合は、高さ 2.7 m 以内とし、柱に排煙用ハンドルが設置されている場合は展示品、装飾品等で隠蔽したり操作の支障とならぬよう施工すること。
- 8) 共通々路
館内の共通々路の敷物は、自工振事務局で一括施工する。
この施工費は、出品面積比率により各出品者の負担とする。

4. 拡声装置の運用

拡声装置の使用にあたっては、騒音を抑制し、快適なショー環境を実現するため、過度の音量を発しないよう、規程に従い出品者相互に自主管理し、隣接出品者に迷惑を掛けないこと。
技術説明及び映写等の音量によるホール内全体の騒音対策として、小間内で使用する拡声装置の運用については下記のとおり制限する。

1) スピーカーの取付位置

- (1) スピーカーの取付位置の高さは「3. 施設物の制限」1) 項の範囲内とする。
(2) 取付角度はスピーカーの中心軸が垂直下向きから 45° 以内とし、且つ自社の小間仕切線を越えないように設置こと。



2) 音量の制限

- (1) 音量は共通々路中央で最高 77 dB (A) 以下とすること。
- (2) 拡声装置を使った演出については、出品者相互で隣接社との時間調整を行うこと。
- (3) 音響装置等の実演で音量制限を超える場合は、音が外部に漏れることのないよう、リスニングルーム又は車内等の密閉された空間のみで使用すること。
- (4) プレスデーにプレスブリーフィングを実施している出品者に隣接する出品者（別途出品者ニュースにて通知）は、ブリーフィングが終了するまで、拡声装置等の使用を禁ずる。

3) 音量測定

自工振事務局では、下記により巡回測定を実施する。

- (1) 規程に従い、共通々路中央の最も音源に近いと思われる位置で測定する。
- (2) 測定は人間の聴覚を基準とし、原則として高さ 1.5 m の位置で測定する。また、音源の特定をするため、必要に応じレーザーpointerを使用する。
- (3) 測定器は JIS C1503 または C1502 に準拠する騒音計を使用し、ピークでの測定値を基準とする。

4) 音量規程違反出品者への対応

音量測定により音量超過が認められた出品者に対しては、下記改善勧告を行う。出品者はこれに従わなければならない。改善されない出品者に対しては下記の罰則を適用する。

なお、音量制限内であっても来場者を驚かすような不快な音により、2社以上から苦情があった場合も同様の扱いとする。

(1) 自工振事務局より文書にて改善勧告を行う。

(2) 上記の改善勧告の回数により下記期間、全ての拡声装置の使用中止を命じる。出品者はこれに従わなければならない。

改善勧告が通産で 3 回目となった場合：翌開催日の午前中

上記 の処分が 3 回目となった場合：翌開催日から会期終了までの全時間

5) 運用責任者の常駐

音の運用責任者は小間内に常駐し、規程に従い拡声装置が運用されるよう常時管理すること。

ワイヤレスマイクの使用

会場内でマイクを使用する場合は、有線式マイクロフォンとして下さい。

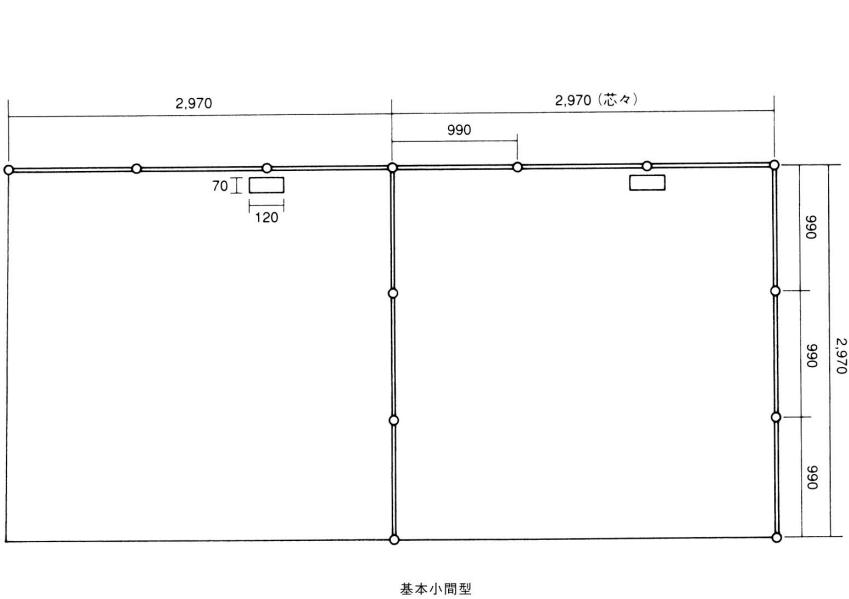
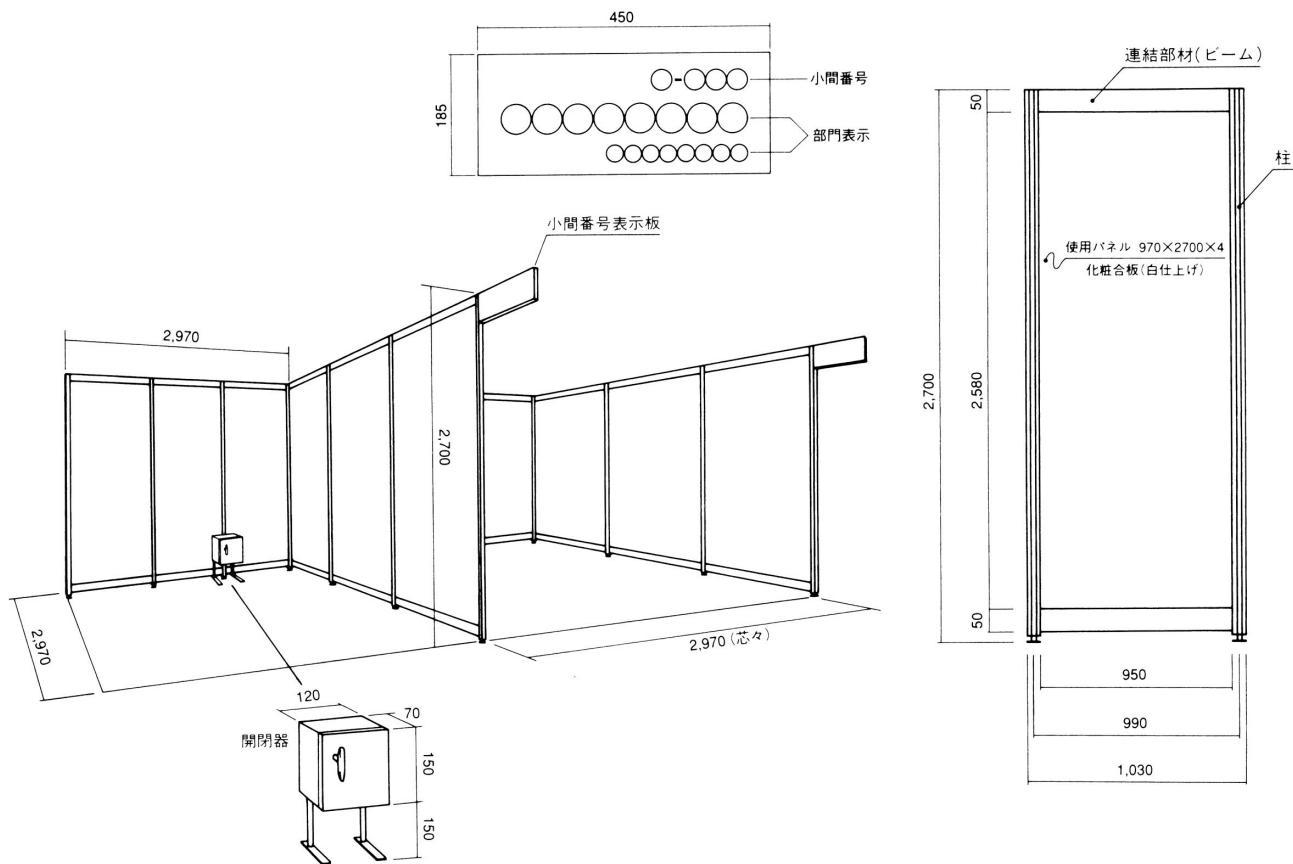
但し、展示演出上やむをえずワイヤレスマイクロフォンを使用する場合は、「音響・放送関係設備申込書」により使用する周波数を自工振事務局へ届け出してください。この場合、出品者間に限らず、幕張メッセ会場周辺的一般通信機器と混信する恐れがあることを前提に、出品者の責任で使用して下さい。

混信があっても自工振事務局では責任を負いません。

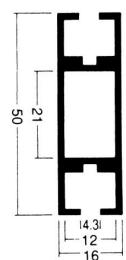
5 . 来場者の安全と出品物の保護及び維持管理

出品物及び施設物は、来場者の安全に十分留意した展示構成とすること。また、盗難・破損等の事故を防止するため出品者は係員を常駐させ、閉場後は貴重品等には施錠、保険付加をするなど必要な防護措置を講ずること。

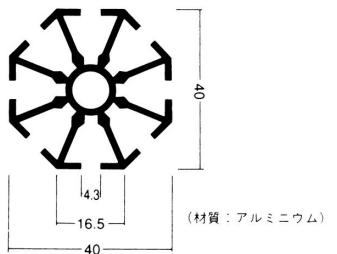
部品基礎小間図 (システムパネル)



○連結部材(ビーム)



○柱(アルミポール)



単位: mm

設備の利用規程

電 気

1 . 展示ホール内的一般照明

屋内展示場の天井照明は、蛍光高圧水銀灯により照度は 450 ~ 500 Lxとなる。

2 . 電気使用申込

出品者が電気を必要とするときは、所定の「電気使用申込書」1部を各展示部門毎に平成 14 年 8 月 23 日（金）までに自工振事務局に提出すること。

3 . 電気供給限度及び電気方式

- 1) 出品者が使用する電力の供給幹線は、幹線工事負担金が必要となる。
- 2) 定電圧、定周波数または特定の電圧、周波数を必要とする場合は、出品者において必要な装置を設置すること。
- 3) 蛍光灯、高圧水銀灯は、定格容量の 150 %（5割増）とする。
- 4) 1 PS（馬力）は 1 KW に換算する。

4 . 電気工事と費用負担

- 1) 電気供給幹線は事務局で小間内の一端まで配線する。部品部門の出品小間は所定の場所とするが、それ以外の出品者に対しては、可能な範囲内で出品者の希望の位置まで配線し開閉器を設けるので、「電気開閉器設置位置図」2部を平成 14 年 8 月 23 日（金）までに自工振事務局に提出すること。
なお、申込容量 20 KW 迄は電灯、動力共 1 回路ずつ、20 KW 以上の申込容量に対しては、出品者の希望により 20 KW 毎に 1 回路の目安で開閉器を設ける。
- 2) 小間内電気工事は出品者において施工するものとし、その施設費ならびに電気使用料金（負担金）は出品者の負担とする。
- 3) 電力を使用する場合、幹線工事負担金は展示電灯、展示動力とも電気使用負担金込みで 0.1 KW につき 1,400 円（消費税別）とする。但し、展示電灯、展示動力ともに 0.1 KW 未満は 0.1 KW として扱う。
- 4) 電気幹線工事及び電気使用負担金は、上記料率により請求書を発行するので期日までに納入すること。

5 . 小間内電気工事の施工

- 1) 電気工事は電気工事士法に基づく所定の資格を有する者が施工すること。
- 2) 電気工事業者は電気事業法、電気設備技術基準の関係法令に基づき、遺漏のないよう施工すること。
- 3) 電気工事業者は「電気工事設計図」2部を平成 14 年 9 月 6 日（金）までに自工振事務局に提出すること。
- 4) 「電気工事設計図」の図面協議を電気工事業者の立ち会いの上で実施する。会場、時間等は自工振事務局から別途連絡する。
- 5) 小間内電気工事は電気工事設計図に従って平成 14 年 10 月 28 日（月）までに完了すること。
- 6) 電気用品は規格適正品であること。蛍光灯、高圧水銀灯は高力率を使用すること。高電圧ネオンの使用は禁止する。
- 7) 異常電波を発信する機器、その他、保安に関わりのある機器の設置に関しては、事前に自工振事務局と協議すること。
- 8) 配線は原則としてケーブル工事とすること。
- 9) 電線の接続は圧着端子を使用し、コードの流し引、又は接続器なしにコードを接続しないこと。
- 10) 小間内分電盤の主開閉器には、漏電ブレーカーを使用すること。
- 11) 人が触れる恐れがある機器または対地電圧が 150 V を超える機器は必ず接地工事を施すこと。接地線は 1.6 mm 以上とすること。

- 12) 装飾・電気工事業者は、下記の事を厳守すること。
 - (1) 作業者は所定の作業員バッジをつけること。(P.9 参照)
 - (2) 作業者は所定の「装飾・電気施工業者届」1部を平成14年9月6日(金)までに自工振事務局に提出すること。
- 13) 白熱電球、抵抗器、その他の熱を発する機器は、可燃材と接触したり、また可燃物を過熱するおそれのないよう設置すること。また機器の配置は、来場者の危険とならないよう十分注意すること。
- 14) 施工にあたっては特に火災の防止、人体または財物の損傷その他の事故予防に万全の注意をはらうこと。
- 15) 電気工事完了時には通電に先立つ安全の確認、メガリングテスト、アースチェック等を実施し、そのデータを所定の「電気工事落成届」2部に記入し自工振事務局(各展示ホール電気室)に提出すること。

6. 電気設備の検査

- 1) 出品者側において小間内に施工された電気設備は、工事完了後速やかに自工振事務局に届け出て検査を受け、その使用承認を得ること。
- 2) 検査は経済産業省令電気設備技術基準、及び東京電力株式会社内線規程、自家用電気工作物保安規程、火災予防条例に照らし実施する。

7. 電気設備の保守

小間内電気設備の一切の保守は各出品者で行うこと。また事故防止と万一の事故に備え、各出品者は電気工事業者の会場常駐、または定期点検等対策を講ずること。

8. 小間内への送電

- 1) 電気の供給は、原則として平成14年10月28日(月)～11月3日(日)までとし、小間内電気設備完了後逐時送電する。
なお、期日前に機械の調整、試運転のため、特に電気の供給を必要とする場合は、可能な範囲において供給するので事前に自工振事務局(会場内)に届け出ること。
- 2) 閉場後は毎日各小間のメインスイッチを切ること。

9. 保護装置

電源異常および事故による停電、または電圧降下のため実演出品物を損傷した場合、自工振事務局はその責任を負わないで、出品者は実演にあたり事故防止のための充分な保護装置を施すこと。

通 信

1. 臨時通信設備

自工振事務局では出品者の申込により、会期中およびその前後の指定期間中、出品小間内に一般電話及びISDN回線(64Kbps)を臨時に架設する。

2. 使用期間

出品者の臨時通信設備使用期間は次の通りとする。
平成14年10月28日(月)～11月4日(月)正午(8日間)
なお、設置台及び接続機器の準備は10月28日(月)までに完了すること。

3 . 架設申込

会期中、自社の出品小間内に臨時通信設備の架設を希望する出品者は、所定の「臨時通信設備架設申込書」1部を平成14年9月6日(金)までに自工振事務局に提出すること。

4 . 負担金

架設負担金は、1台につき一般電話25,000円、ISDN回線35,000円(ともに消費税別)とし、請求書の期日までに納入すること。この負担金は、基本料、装置料(ISDN回線はDSUの借用料を含む)、日額使用料、工事費、度数料を含めたもので会期終了後に精算はしない。但し、国際電話通話料、架設負担金より超過した度数料および電話器の破損または紛失等の場合は、会期終了後別途請求する。

5 . 通信設備の設置場所

通信設備の設置場所については、「臨時通信設備設置位置図」2部提出(自工振事務局所定用紙)により架設工事を行うので、平成14年9月6日(金)までに自工振事務局に提出すること。

6 . 電話器の受け渡し及び返却

- 1) 電話器またはDSU(ISDN回線の場合)は、使用開始日の10月28日(月)に申込者の小間内に架設することによって引き渡しとする。
- 2) 返却は各展示ホール事務局にて係員立会の上行う。
- 3) 電話器およびDSUの盗難、紛失、破損等は申込者の責任となるので、保管には充分注意すること。

給排水

1 . 基本設備

自工振事務局では出品者の申込みにより、基本設備として給水取出口(量水器つき)を、小間付近のピット内に施設する。但し屋外展示場には給排水設備がないため使用できない。

2 . 使用申込

給排水設備を使用する場合は所定の「給排水申込書」1部に使用位置図を添え、平成14年9月6日(金)までに自工振事務局に提出すること。

3 . 負担金

- 1) 小間付近までの基本設備(取出口・量水器)工事費は、下記の通りとし、請求書の期日までに納入すること。

引込配水管口径	負担金(消費税別)
13mm	60,000円
20mm	90,000円
25mm	120,000円

*上記を超える口径を必要とする場合は別途決定する。

- 2) 上下水道使用料金は、1m³につき775円(消費税別)として、会期終了後量水器に基づき別途請求する。(料金は千葉市条例で改訂される場合がある)

4 . 給排水工事の施工

- 1) 自工振事務局が施設する給水取出口からの小間内給排水設備は、自己の負担で施工すること。
- 2) 排水の方法は、小間付近の機械ピットの取出蓋部分から機械ピット内に排水すること。従って、配管は機械ピット内の架台下部分まで敷設すればよい。
- 3) 多量の水及び水圧を要する場合は、事前に自工振事務局に届け出るとともに自己の負担で加圧装置を設けること。

5 . 保護装置

断水または水圧低下等の事故により障害の恐れがある場合は、あらかじめ保護装置を設けること。自工振事務局では、このことによる一切の責任を負わない。

6 . 原状回復

出品者が施工した給排水設備は、会期終了後すみやかに自己の責任で原状回復を行うこと。

会議室

幕張メッセ国際会議室の一部を希望により有料で貸出す。利用料金、利用期間等詳細については出品者ニュースにて案内する。

控室

出品者控室を希望により有料で貸出す。詳細については出品者ニュースにて案内するが、全出品者に用意できないため、出品者の使用条件がある。